

## ○作業環境測定基準

(昭和五十一年四月二十二日)

(労働省告示第四十六号)

労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第六十五条第二項の規定に基づき、作業環境測定基準を次のように定め、作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)附則第四条のうち労働安全衛生法第六十五条の改正規定中同条に四項を加える部分の施行の日から適用する。

(施行の日=昭和五十一年四月三〇日)

### 作業環境測定基準

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 液体捕集方法 試料空気を液体に通し、又は液体の表面と接触させることにより溶解、反応等をさせて、当該液体に測定しようとする物を捕集する方法をいう。
- 二 固体捕集方法 試料空気を固体の粒子の層を通して吸引すること等により吸着等をさせて、当該固体の粒子に測定しようとする物を捕集する方法をいう。
- 三 直接捕集方法 試料空気を溶解、反応、吸着等をさせないで、直接、捕集袋、捕集びん等に捕集する方法をいう。
- 四 冷却凝縮捕集方法 試料空気を冷却した管等と接触させることにより凝縮をさせて測定しようとする物を捕集する方法をいう。
- 五 ろ過捕集方法 試料空気をろ過材(〇・三マイクロメートルの粒子を九十五パーセント以上捕集する性能を有するものに限る。)を通して吸引することにより当該ろ過材に測定しようとする物を捕集する方法をいう。

(平七労告二五・一部改正)

(粉じんの濃度等の測定)

第二条 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。)第二十一条第一号の屋内作業場における空気中の土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんの濃度の測定は、次に定めるところによらなければならない。

一 測定点は、単位作業場所(当該作業場の区域のうち労働者の作業中の行動範囲、有害物の分布等の状況等に基づき定められる作業環境測定のために必要な区域をいう。以下同じ。)の床面上に六メートル以下の等間隔で引いた縦の線と横の線との交点の床上五十センチメートル以上百五十センチメートル以下の位置(設備等があつて測定が著しく困難な位置を除く。)とすること。ただし、単位作業場所における空気中の土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんの濃度がほぼ均一であることが明らかなきときは、測定点に係る交点は、当該単位作業場所の床面上に六メートルを超える等間隔で引いた縦の線と横の線との交点とすることができる。

一の二 前号の規定にかかわらず、同号の規定により測定点が五に満たないこととなる場合にあつても、測定点は、単位作業場所について五以上とすること。ただし、単位作業場所が著しく狭い場合であつて、当該単位作業場所における空気中の土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんの濃度がほぼ均一であることが明らかなきときは、この限りでない。

二 前二号の測定は、作業が定常的に行われている時間に行うこと。

二の二 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんの発散源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、前三号に定める測定のほか、当該作業が行われる時間のうち、空気中の土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんの濃度が最も高くなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において測定を行うこと。

三 一の測定点における試料空気の採取時間は、十分間以上の継続した時間とすること。ただし、相対濃度指示方法による測定については、この限りでない。

四 空気中の土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんの濃度の測定は、次のいずれかの方法によること。

イ 分粒装置を用いるろ過捕集方法及び重量分析方法

ロ 相対濃度指示方法(当該単位作業場所における一以上の測定点においてイに掲げる方法を同時に行う場合に限る。)

2 前項第四号イの分粒装置は、その透過率が次の図で表される特性を有するもの又は次の図で表される特性を有しないもののうち当該特性を有する分粒装置を用いて得られる測定値と等しい値が得られる特性を有するものでなければならない。

[画像1 \(16KB\)](#)

粉じんの相対沈降径 マイクロメートル

備考 この図において、P、D、Γ及びΣは、それぞれ次の値を表すものとする。

P 透過率

D 粉じんの相対沈降径(単位 マイクロメートル)

Γ 4.25マイクロメートル

Σ 1.5

- 3 粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号)第二十六条第三項の場合においては、第一項第四号の規定にかかわらず、当該粉じんの濃度の測定は、相対濃度指示方法によることができる。この場合において、質量濃度変換係数は、同条第三項の測定機器を用いて当該単位作業場所について求めた数値又は厚生労働省労働基準局長が示す数値を使用しなければならない。

(昭五四労告四三・昭五七労告四六・昭五九労告一九・昭六三労告七八・平七労告二五・平一二労告一二〇・平一六厚労告三六八・平二一厚労告一二九・一部改正)

第二条の二 令第二十一条第一号の屋内作業場における空気中の土石、岩石又は鉱物の粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定は、エックス線回折分析方法又は重量分析方法によらなければならない。

(昭五七労告四六・追加)

(気温、湿度等の測定)

第三条 令第二十一条第二号の屋内作業場(労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第五百八十七条各号に掲げる屋内作業場に限る。)における気温、湿度及びふく射熱の測定は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 測定点(ふく射熱を測定するための測定点を除く。)は、単位作業場所について、当該単位作業場所の中央部の床上五十センチメートル以上百五十センチメートル以下の位置に、一以上とすること。
- 二 ふく射熱の測定のための測定点は、熱源ごとに、作業場所で熱源に最も近い位置とすること。
- 三 測定は、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いて行うこと。

区分	測定機器
気温及び湿度	〇・五度目盛のアスマン通風乾湿計
ふく射熱	〇・五度目盛の黒球寒暖計

(騒音の測定)

第四条 令第二十一条第三号の屋内作業場(労働安全衛生規則第五百八十八条各号に掲げる屋内作業場に限る。)における等価騒音レベルの測定は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 測定点は、単位作業場所の床面上に六メートル以下の等間隔で引いた縦の線と横の線との交点の床上百二十センチメートル以上百五十センチメートル以下の位置(設備等があつて測定が著しく困難な場所を除く。)とすること。ただし、単位作業場所における騒音レベルがほぼ均一であることが明らかとなるときは、測定点に係る交点は、当該単位作業場所の床面上に六メートルを超える等間隔で引いた縦の線と横の線との交点とすることができる。
- 二 前号の規定にかかわらず、同号の規定により測定点が五に満たないこととなる場合にあつても、測定点は、単位作業場所について五以上とすること。ただし、単位作業場所が著しく狭い場合であつて、当該単位作業場所における騒音レベルがほぼ均一であることが明らかとなるときは、この限りでない。
- 三 音源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、前二号に定める測定のほか、当該作業が行われる時間のうち、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において測定を行うこと。
- 四 測定は、次に定めるところによること。

イ 測定に用いる機器(以下「騒音計」という。)は、等価騒音レベルを測定できるものであること。

ロ 騒音計の周波数補正回路のA特性で行うこと。

- 五 一の測定点における等価騒音レベルの測定時間は、十分間以上の継続した時間とすること。

(平四労告七三・全改、平二一厚労告一九四・一部改正)

(坑内の作業場における測定)

第五条 令第二十一条第四号の坑内の作業場(労働安全衛生規則第五百八十九条各号に掲げる坑内の作業場に限る。)における炭酸ガス濃度及び気温の測定は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 測定点は、坑内における切羽と坑口(切羽と坑口との間に坑の分岐点がある場合には、当該切羽に最も近い坑の分岐点)との中間の位置及び切羽に、それぞれ一以上とすること。

二 測定は、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いて行うこと。

区分	測定機器
炭酸ガス濃度	検知管方式による炭酸ガス検定器
気温	〇・五度目盛の温度計

(建築物の室についての測定)

第六条 令第二十一条第五号の建築物の室についての一酸化炭素及び炭酸ガスの含有率等の測定は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 測定点(外気温を測定するための測定点を除く。)は、建築物の室の中央部の床上七十五センチメートル以上百二十センチメートル以下の位置に、一以上とすること。
- 二 測定は、建築物の室の通常の使用時間中に行うこと。
- 三 測定は、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いて行うこと。

区分	測定機器
一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器
炭酸ガスの含有率	検知管方式による炭酸ガス検定器
室温及び外気温	〇・五度目盛の温度計
相対湿度	〇・五度目盛の乾湿球の湿度計

(線量当量率等の測定)

第七条 令第二十一条第六号の作業場(電離放射線障害防止規則(昭和四十七年労働省令第四十一号)第五十三条各号に掲げる作業場に限る。)における外部放射線による線量当量率、線量当量及び空気中の放射性物質の濃度の測定は、単位作業場所について行わなければならない。

(平元労告一・二・平一三厚労告一九一・一部改正)

第八条 電離放射線障害防止規則第五十三条第一号に掲げる作業場における外部放射線による線量当量率又は線量当量の測定は、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる測定機器を用いて行わなければならない。

区分	測定機器
中性子線	計数管式中性子測定器、シンチレーション式中性子測定器、熱ルミネッセンス線量計又はフィルムバッジ
ガンマ線又はエックス線	電離箱式照射線量率計、ガイガ・ミュラー計数管式線量率計、シンチレーション式線量率計、電離箱式照射線量計、熱ルミネッセンス線量計、フィルムバッジ又は蛍光ガラス線量計

(平元労告一・二・平一三厚労告一九一・一部改正)

第九条 電離放射線障害防止規則第五十三条第二号、第二号の二又は第三号に掲げる作業場における空気中の放射性物質の濃度の測定は、次の方法によらなければならない。

- 一 次の表の上欄に掲げる放射性物質の状態に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる試料採取方法

放射性物質の状態	試料採取方法
粒子状	液体捕集方法又はろ過捕集方法
ガス状	液体捕集方法、固体捕集方法、直接捕集方法又は冷却凝縮捕集方法

二 次に掲げるいずれかの分析方法

- イ 次に掲げる分析方法(アルファ線を放出する放射性物質がないことが明らかな場合又はアルファ線以外の電離放射線の測定によつて当該放射性物質の濃度が明らかとなる場合にあつては(1)に掲げる分析方法による分析を、ベータ線を放出する放射性物質がないことが明らかな場合又はベータ線以外の電離放射線の測定によつて当該放射性物質の濃度が明らかとなる場合にあつては(2)に掲げる分析方法による分析を、ガンマ線を放出する放射性物質がないことが明らかな場合又はガンマ線以外の電離放射線の測定によつて当該放射性物質の濃度が明らかとなる場合にあつては(3)に掲げる分析方法による分析を、それぞれ省略することができる。)

- (1) 全アルファ放射能計測方法又はアルファ線スペクトル分析方法
- (2) 全ベータ放射能計測方法又はベータ線スペクトル分析方法
- (3) 全ガンマ放射能計測方法又はガンマ線スペクトル分析方法

ロ 放射化学分析方法

ハ 空気中のウランの濃度を測定する場合にあつては、蛍光光度分析方法

- 2 前項の規定にかかわらず、空気中のガス状の放射性物質の濃度の測定は、直接濃度指示方法によることができる。

(平二一厚労告一九四・平二六厚労告三七七・一部改正)

(特定化学物質の濃度の測定)

第十条 令第二十一条第七号に掲げる作業場(石綿等(令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。))を取り扱い、又は試験研究のため製造する屋内作業場及び特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号。第三項及び第十三条において「特化則」という。)別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う屋内作業場を除く。)における空気中の令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物の濃度の測定は、別表第一の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、空気中の次に掲げる物の濃度の測定は、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができる。ただし、空気中の次の各号のいずれかに掲げる物の濃度を測定する場合において、当該物以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれのあるときは、この限りでない。

- 一 アクリロニトリル
- 二 エチレンオキシド
- 三 塩化ビニル
- 四 塩素
- 五 クロロホルム
- 六 シアン化水素
- 七 四塩化炭素
- 八 臭化メチル
- 九 スチレン
- 十 テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)
- 十一 トリクロロエチレン
- 十二 弗<sup>ふ</sup>化水素
- 十三 ベンゼン
- 十四 ホルムアルデヒド
- 十五 硫化水素

- 3 前二項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる物又は令別表第三第二号3の3、18の3、18の4、19の2、19の3、22の3若しくは33の2(前項第五号、第七号又は第九号から第十一号までに掲げる物のいずれかを主成分とする混合物として製造され、又は取り扱われる場合に限る。)について、特化則第三十六条の二第一項の規定による測定結果の評価が二年以上行われ、その間、当該評価の結果、第一管理区分に区分されることが継続した単位作業場所については、当該単位作業場所に係る事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄労働基準監督署長」という。)の許可を受けた場合には、当該特定化学物質の濃度の測定は、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができる。この場合において、当該単位作業場所における一以上の測定点において第一項に掲げる方法を同時に行うものとする。

- 4 第二条第一項第一号から第三号までの規定は、前三項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第一項第一号、第一号の二及び第二号の二中「土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん」とあるのは「令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物」と、同項第三号ただし書中「相対濃度指示方法」とあるのは「直接捕集方法又は検知管方式による測定機器若しくはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法」と読み替えるものとする。

- 5 第三項の許可を受けようとする事業者は、作業環境測定特例許可申請書(様式第一号)に作業環境測定結果摘要書(様式第二号)及び次の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 作業場の見取図
- 二 単位作業場所における測定対象物の発散源の位置、主要な設備の配置及び測定点の位置を示す図面

- 6 所轄労働基準監督署長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、第三項の許可をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該事業者に通知しなければならない。

7 第三項の許可を受けた事業者は、当該単位作業場所に係るその後の測定の結果の評価により当該単位作業場所が第一管理区分でなくなつたときは、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

8 所轄労働基準監督署長は、前項の規定による報告を受けた場合及び事業場を臨検した場合において、第三項の許可に係る単位作業場所について第一管理区分を維持していないと認めるとき又は維持することが困難であると認めるときは、遅滞なく、当該許可を取り消すものとする。

(昭五四労告四三・昭五七労告四六・昭五九労告一九・昭六三労告七八・平七労告二五・平一四厚労告六五・平一六厚労告三六八・平一八厚労告四四・平一八厚労告四六四・平一九厚労告四三六・平二一厚労告一二九・平二一厚労告一九四・平二四厚労告六〇四・平二六厚労告三七七・平二七厚労告四〇四・一部改正)

(石綿の濃度の測定)

第十条の二 令第二十一条第七号に掲げる作業場(石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する屋内作業場に限る。)における空気中の石綿の濃度の測定は、ろ過捕集方法及び計数方法によらなければならない。

2 第二条第一項第一号から第二号の二まで及び第三号本文の規定は、前項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第一項第一号、第一号の二及び第二号の二中「土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん」とあるのは、「石綿」と読み替えるものとする。

(平一八厚労告四四・追加、平一八厚労告四六四・一部改正)

(鉛の濃度の測定)

第十一条 令第二十一条第八号の屋内作業場における空気中の鉛の濃度の測定は、ろ過捕集方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び吸光光度分析方法若しくは原子吸光分析方法又はこれらと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

2 第二条第一項第一号から第二号の二まで及び第三号本文の規定は、前項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第一項第一号、第一号の二及び第二号の二中「土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん」とあるのは、「鉛」と読み替えるものとする。

(昭五四労告四三・昭五七労告四六・昭五九労告一九・昭六三労告七八・一部改正)

(酸素及び硫化水素の濃度の測定)

第十二条 令第二十一条第九号の作業場における空気中の酸素及び硫化水素の濃度の測定は、次に定めるところによらなければならない。

一 測定点は、当該作業場における空気中の酸素及び硫化水素の濃度の分布の状況を知るために適当な位置に、五以上とすること。

二 測定は、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いて行うこと。

区分	測定機器
酸素の濃度	酸素計又は検知管方式による酸素検定器
硫化水素の濃度	検知管方式による硫化水素検定器

(昭五七労告四六・一部改正)

(有機溶剤等の濃度の測定)

第十三条 令第二十一条第十号の屋内作業場(同条第七号の作業場(特化則第三十六条の五の作業場に限る。))を含む。)における空気中の令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤(特化則第三十六条の五において準用する有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号。以下この条において「有機則」という。))第二十八条第二項の規定による測定を行う場合にあつては、特化則第二条第三号の二に規定する特別有機溶剤(以下この条において「特別有機溶剤」という。))を含む。)の濃度の測定は、別表第二(特別有機溶剤にあつては、別表第一)の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、空気中の次に掲げる物(特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条第二項の規定による測定を行う場合にあつては、第十条第二項第五号、第七号又は第九号から第十一号までに掲げる物を含む。)の濃度の測定は、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができる。ただし、空気中の次の各号のいずれかに掲げる物(特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条第二項の規定による測定を行う場合にあつては、第十条第二項第五号、第七号又は第九号から第十一号までに掲げる物のいずれかを含む。)の濃度を測定する場合において、当該物以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれのあるときは、この限りでない。

- 一 アセトン
- 二 イソブチルアルコール
- 三 イソプロピルアルコール
- 四 イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)
- 五 エチルエーテル
- 六 キシレン
- 七 クレゾール
- 八 クロルベンゼン
- 九 酢酸イソブチル
- 十 酢酸イソプロピル
- 十一 酢酸エチル
- 十二 酢酸ノルマルブチル
- 十三 シクロヘキサノン
- 十四 一・二ジクロルエチレン(別名二塩化アセチレン)
- 十五 N・N-ジメチルホルムアミド
- 十六 テトラヒドロフラン
- 十七 一・一・一トリクロルエタン
- 十八 トルエン
- 十九 二硫化炭素
- 二十 ノルマルヘキサン
- 二十一 ニーブタノール
- 二十二 メチルエチルケトン
- 二十三 メチルシクロヘキサノン

3 前二項の規定にかかわらず、令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる物(特別有機溶剤(令別表第三第二号3の3、18の3、18の4、19の2、19の3、22の3又は33の2に掲げる物にあつては、前項各号又は第十条第二項第五号、第七号若しくは第九号から第十一号までに掲げる物を主成分とする混合物として製造され、又は取り扱われる場合に限る。以下この条において同じ。))を含み、令別表第六の二第二号、第六号から第十号まで、第十七号、第二十号から第二十二号まで、第二十四号、第三十四号、第三十九号、第四十号、第四十二号、第四十四号、第四十五号及び第四十七号に掲げる物にあつては、前項各号又は第十条第二項第五号、第七号若しくは第九号から第十一号までに掲げる物を主成分とする混合物として製造され、又は取り扱われる場合に限る。以下この条において「有機溶剤」という。)について有機則第二十八条の二第一項(特化則第三十六条の五において準用する場合を含む。)の規定による測定結果の評価が二年以上行われ、その間、当該評価の結果、第一管理区分に区分されることが継続した単位作業場所については、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、当該有機溶剤の濃度の測定(特別有機溶剤にあつては、特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条第二項の規定に基づき行うものに限る。)は、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができる。この場合において、当該単位作業場所における一以上の測定点において第一項に掲げる方法(特別有機溶剤にあつては、第十条第一項に掲げる方法)を同時に行うものとする。

4 第二条第一項第一号から第三号までの規定は、前三項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第一項第一号、第一号の二及び第二号の二中「土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん」とあるのは「令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤(特別有機溶剤を含む。)」と、同項第三号ただし書中「相対濃度指示方法」とあるのは「直接捕集方法又は検知管方式による測定機器若しくはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法」と読み替えるものとする。

5 第十条第五項から第八項までの規定は、第三項の許可について準用する。

(昭五三労告八九・昭五四労告四三・昭五七労告四六・昭五九労告一九・昭六三労告七八・平一二労告一二〇・平二一厚労告一二九・平二一厚労告一九四・平二四厚労告六〇四・平二五厚労告三二六・平二六厚労告三七七・平二七厚労告四〇四・平二八厚労告三五八・一部改正)

改正文 (昭和五三年八月七日労働省告示第八九号) 抄  
昭和五十三年九月一日から適用する。

改正文 (昭和五四年四月二五日労働省告示第四三号) 抄  
昭和五十四年十月一日から適用する。

改正文 (昭和五七年五月二〇日労働省告示第四六号) 抄  
昭和五十七年七月一日から適用する。

改正文 (昭和五九年三月二七日労働省告示第一九号) 抄  
昭和五十九年七月一日から適用する。

附 則 (昭和六三年九月一日労働省告示第七八号)

1 この告示は、昭和六十三年十月一日から適用する。ただし、第十三条第一項の改正規定、同条第三項の改正規定（「有機溶剤中毒予防規則第二十八条第一項各号」を「令別表第六の二第一号から第四十七号まで」に改める部分に限る。）及び別表第二の改正規定は、昭和六十五年四月一日から適用する。

2 この告示の適用の日から昭和六十五年三月三十一日までの間における改正後の作業環境測定基準第十三条の規定の適用については、同条第二項中「次に掲げる物」とあるのは「第一号、第五号、第七号、第八号、第十三号、第十五号、第十六号、第十八号及び第二十号から第二十二号までに掲げる物」と、「次の各号のいずれかに掲げる物」とあるのは「第一号、第五号、第七号、第八号、第十三号、第十五号、第十六号、第十八号又は第二十号から第二十二号までに掲げる物」と、同条第三項中「第一号から第四十七号までに掲げる物（第二号、第六号から第十号まで、第十七号、第二十号から第二十二号まで、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第二十九号、第三十二号、第三十四号、第三十九号、第四十号、第四十二号から第四十五号まで及び第四十七号）」とあるのは「第一号、第十号、第十一号、第十三号、第十四号、第二十二号、第二十三号、第二十七号、第二十八号、第三十号、第三十二号、第三十三号、第三十六号から第三十九号まで及び第四十二号に掲げる物（第十号、第二十二号、第二十七号、第三十二号、第三十九号及び第四十二号）」とする。

改正文（平成元年三月一四日労働省告示第一二号）抄

平成元年四月一日から適用する。

改正文（平成四年九月二日労働省告示第七三号）抄

平成四年十月一日から適用する。

附則（平成七年三月二七日労働省告示第二五号）

この告示は、平成七年十月一日から適用する。ただし、別表第一の改正規定については、平成八年十月一日から適用する。

改正文（平成一一年一月一日労働省告示第二号）抄

平成十一年一月十一日から適用する。

附則（平成一二年一二月二五日労働省告示第一二〇号）抄

（適用期日）

第一 この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成十二年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から適用する。

改正文（平成一三年四月二七日厚生労働省告示第一九一号）抄

平成十三年五月一日から適用する。

改正文（平成一六年一〇月一日厚生労働省告示第三六八号）抄

平成十七年四月一日から適用する。

改正文（平成一八年二月一六日厚生労働省告示第四四号）抄

平成十八年四月一日から適用する。

改正文（平成一八年八月二日厚生労働省告示第四六四号）抄

平成十八年九月一日から適用する。

改正文（平成一九年一二月二八日厚生労働省告示第四三六号）抄

平成二十年三月一日から適用する。

改正文（平成二一年三月三日厚生労働省告示第一二九号）抄

平成二十一年三月三十一日から適用する。

改正文（平成二一年三月三一日厚生労働省告示第一九四号）抄

平成二十一年四月一日から適用する。ただし、別表第一の改正規定（同表三酸化砒<sup>ひ</sup>素の項を削る部分、同表トリレンジイソシアネートの項の次に一項を加える部分及び同表パラニトロクロルベンゼンの項の次に一項を加える部分を除く。）及び別表第二の改正規定は、同年七月一日から適用する。

改正文（平成二三年三月三〇日厚生労働省告示第九一号）抄

平成二十三年四月一日から適用する。

改正文（平成二四年二月七日厚生労働省告示第四二号）抄

平成二十四年四月一日から適用する。

附則（平成二四年一二月二八日厚生労働省告示第六〇四号）抄

（適用期日）

第一条 この告示は、平成二十五年一月一日から適用する。ただし、第二条の規定及び第三条の規定中作業環境測定士規程第三条第一項の改正規定は同年七月一日から、第四条の規定中作業環境測定基準第十三条第三項の改正規定は平成二十六年一月一日から適用する。

改正文（平成二五年三月五日厚生労働省告示第三五号）抄

平成二十五年四月一日から適用する。

改正文（平成二六年九月二九日厚生労働省告示第三七七号）抄

平成二十六年十一月一日から適用する。ただし、第二条の規定中作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）別表第一一・二―ジクロロプロパンの項の改正規定及び第三条の規定中作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）別表十七の二の項の改正規定は、平成二十六年十月一日から適用する。

改正文（平成二七年九月三〇日厚生労働省告示第四〇四号）抄

平成二十七年十一月一日から適用する。

改正文（平成二八年九月二九日厚生労働省告示第三五八号）抄

平成二十八年十月一日から適用する。

改正文（平成二八年十一月三〇日厚生労働省告示第四〇三号）抄

平成二十九年一月一日から適用する。

#### 別表第一（第十条関係）

（昭六三劳告七八・平七劳告二五・平一三厚劳告一九一・平一九厚劳告四三六・平二一厚劳告一九四・平二三厚劳告九一・平二四厚劳告四二・平二四厚劳告六〇四・平二五厚劳告三五・平二五厚劳告三二六・平二六厚劳告三七七・平二七厚劳告四〇四・平二八厚劳告三五八・平二八厚劳告四〇三・一部改正）